

災害時及び台風時等の休園の判断について

令和6年8月に那覇市より、暴風警報による休園の基準が更新されました。園児、保護者及び職員の安全確保を図るためにもご協力の方よろしく申し上げます。

1. 休園の判断基準

「暴風警報の発令」された場合休園となります。

※路線バスの運行停止の場合も休園となります。

強風、大雨等により避難情報警戒レベル 3 以上が発令された場合、園の近辺の安全状況、安全に保育できるかを判断し開園・保育を継続します。保護者の皆様も那覇市の避難情報を確認し、安全に留意するようお願いします。

- ①登園後に警報が発令された場合は、イロドリンク、電話等で連絡するので、お迎えをお願い致します。
- ②その他、急激な天候変化などにより、園長判断で休園を決定する場合があります。

2. 暴風警報が解除になった場合

暴風警報が解除になり、なおかつ路線バスの運行が再開された場合、下記の通り受け入れを開始します。

《暴風警報解除後の登園・給食について》

解除の時間	園児受け入れ・給食
7:30までの間に解除になった場合	その1時間後より受け入れ開始。 給食有り
7:31～11:00の間に解除になった場合	その1時間後より受け入れ開始。 給食調理が間に合わないため、 <u>弁当持参。</u>
11:01～15:00の間に解除になった場合	その1時間後より受け入れ開始。 昼食を済ませて登園してください。
15:01時点で解除になった場合	休園

※給食を提供する場合は、献立が変更になる可能性をご了承ください。

警報の発令・解除については、テレビ・ラジオなどの情報または、行政機関の指示でその都度判断します。